「環境再生計画」に基づく県の取組内容等

1 自然再生(森林整備計画に基づく植樹の実施内容)

「森林整備計画」に基づく2か年の植樹活動が10月25日に完了した。

同日は現場見学会を開催し、県民植樹祭に参加された地域住民を始め県民の皆さん、企業の森づくり活動に参画する事業者の皆さんに苗木の生育状況等を見学していただいた。

また、同日は環境再生の森づくり実行委員会による植樹完了式も開催された。

この森林整備については、県及び企業の森づくりに参画している各事業者が平成30 年度まで下草刈りなどによる植栽地の管理を行い、その後は森林整備の実施主体である 八戸市森林組合が苗木の生育を管理していくこととなる。

○資料4-2 森林整備計画に基づく植樹の実施内容

2 地域振興

岩手県では、5月18日に開催された「第2回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」の概要を6月13日に開催された第64回原状回復対策協議会に報告した。

その結果、跡地利用については、ワーキングの中で出されている意見について市民の 方々にもよく知ってもらい、情報を共有するため、フォーラムのようなイベントを開催 し、市民の意見を伺う必要があるという意見や、現地の開放的な空間を生かした環境の 再生という観点から、多くの人々が集まるために季節に応じた花畑にするという意見の ほか、地元の産業との関係を重視し、例えば漆を植栽する、ワラビを繁殖させる、また、 風力発電を行い、ハウスを建て、イチゴやシイタケの栽培を行うとの意見が出された。

この岩手県資料については、本年7月29日付けで本県協議会委員の皆様にお送りしたところであり、青森県としては引き続き岩手県の検討状況を注視し、本県の地域振興の検討に関係する内容について、適宜委員の皆様にお知らせしていく。

なお、岩手県における今後の取組予定(本年10月現在)としては、前記イベントやワーキングを行い、取組みを具体化する方針とのことであった。(平成28年度もワーキング継続実施)

○資料4-3 岩手県第64回原状回復対策協議会資料

3 情報発信

植栽地の定点撮影を開始しており、その内容を県ホームページで公開している。この 定点撮影は毎月1回実施し、速やかに公開する。

検索キーワード「県境 定点撮影」又は県境アーカイブトップページ→画像集→植栽 地の定点撮影

- ○資料4-4 植栽地の定点撮影について
- ○資料4-5 植栽地の定点撮影―青森県庁ホームページ